

## 配分団体、事業の概要及び配分類

## ①社会福祉の増進を目的とする事業(11団体 13,499,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 北海道ボランティアドッグの会	065-0023 北海道札幌市東区北23条東20丁目3番5号	愛犬とともに福祉活動を行うための啓発事業	600,000
特定非営利活動法人 千葉まちづくりサポートセンター	267-0065 千葉県千葉市緑区大椎町1188番地129	所有者不明の犬を速やかに飼い主に返すための「注射済票&迷子札」ホルダーの装着普及・推進事業	2,479,000
特定非営利活動法人 ウェルフェアポート湘南	253-0008 神奈川県茅ヶ崎市芹沢876-4	学校でのよりよい介助犬・聴導犬の福祉授業を行うための担当教職員に対する啓発事業	449,000
特例財団法人 神奈川県動物愛護協会	222-0024 神奈川県横浜市港北区篠原台6-41	行政による動物引取り数の減少への対応及び一般への普及啓発のための野良猫不妊去勢手術実施事業	1,180,000
社会福祉法人 日本介助犬福祉協会	401-0501 山梨県南都留郡山中湖村山中262番地の1	身体障がい者の社会参加・自立支援のための補助犬とともに個人商店に入店することについての啓発事業	1,000,000
特定非営利活動法人 福井犬・猫を救う会	910-0846 福井県福井市四ツ井1-1-46	野良猫の不要な命を増やさないための避妊・去勢手術助成事業	250,000
社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会	525-0032 滋賀県草津市大路2丁目11-33	盲ろう者のための補助犬育成に関する調査研究事業	1,580,000
社会福祉法人 日本ライトハウス	538-0042 大阪府大阪市鶴見区今津中2丁目4番37号	聴覚障害者福祉の向上と動物愛護のために、健康な盲導犬の育成に必要な医療機器の整備事業	900,000
公益財団法人 どうぶつ基金	659-0004 兵庫県芦屋市奥池南町71-7	犬や猫の不妊去勢奨励事業及び動物愛護思想の普及啓発を行うための国民むけの啓発事業	254,000
特例社団法人 神戸市獣医師会	651-0083 兵庫県神戸市中央区浜辺通4-1-23 三宮ベンチャービル525号	動物愛護管理のためのマイクロチップ普及事業	2,402,000
特定非営利活動法人 動物愛護協会	700-0818 岡山県岡山市北区蕃山町4番9号	愛育動物を飼えなくなった方に代わって里親が見つかるまでの愛育事業	2,405,000

## ②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(4団体 9,089,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会	252-0822 神奈川県藤沢市葛原766-1	非常災害時に被災者救出を行う災害救助犬を生み出すための認定試験開催事業	1,949,000
特例財団法人 日本動物愛護協会	107-0062 東京都港区南青山7-8-1 南青山ファーストビル6階	災害時における被災動物救援のために、動物のケアならびに被災飼い主の支援に特化したボランティアの育成事業	2,089,000
特定非営利活動法人 ワンワンパーティクラブ	418-0103 静岡県富士宮市上井出3472-113	愛犬家を対象とした大震災時における非難知識の習得と非難訓練の実施事業	2,351,000
特定非営利活動法人 日本レスキュー協会	664-0832 兵庫県伊丹市下河原2丁目2-13	自然災害に備えるための新たな救助犬の育成・訓練事業	2,700,000

## ⑦青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(4団体 5,199,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 サンクチュアリーエヌピーオー	433-8123 静岡県浜松市中区幸2丁目17-9	希少野生生物とその繁殖地の保護活動を通じて子どもたちへの動物愛護の啓発推進事業	2,250,000
特例社団法人 岐阜県獣医師会	500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内	小中学生の児童・生徒に対する「いのちの授業」の出前授業	1,983,000
特定非営利活動法人 京都ケアドッグステーション	617-0843 京都府長岡京市友岡西畑26-1	介助犬啓発事業のための児童・青少年向け及び一般向けの小冊子制作・配布事業	690,000
特例財団法人 関西盲導犬協会	621-0027 京都府亀岡市曾我部町犬飼ヶ谷18-2	盲導犬の普及啓発を行うための学生(小学校・中学校・高校)向けの啓発事業	276,000

⑩地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業  
(5団体 13,879,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 日本エコツアーリズムセンター	169-0075 東京都新宿区高田馬場2-8-13 今井ビル東館201	野生動物愛護のためのエコツアー等啓発活動及び専門家育成事業	1,930,000
特定非営利活動法人 森のライフスタイル研究所	396-0025 長野県伊那市荒井22番地 通り町第一ビルB1F	動物愛護につながる野生動物と人とが共生できる緩衝地帯再生活動と野生動物の適正管理活動	3,728,000
特定非営利活動法人 スポーツコミュニティ軽井沢クラブ	389-0113 長野県北佐久郡軽井沢町発地1157-6	人と野生動物の健全な棲み分けのために、一般家庭とその飼い主で野生動物の監視及び住民の安全を促す活動事業	2,445,000
特定非営利活動法人 サンクチュアリ・プロジェクト	837-0921 福岡県大牟田市三池907-19	絶滅危惧種であるチンパンジーの保護を目的とした「ひとりぼっちのチンパンジー」絵本制作と読み聞かせ事業	1,590,000
特定非営利活動法人 どうぶつたちの病院	904-2235 沖縄県うるま市宇前原308-7 メゾン李205号室	犬や猫等のペット適正飼育の実践、ヤンバルクイナ及びイリオモテヤマネコ等希少野生動物の生息環境改善のための共生地域モデルづくり事業	4,186,000

(参考)

お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)(抄)

(寄附金付郵便葉書等の発行)

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手(お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。)を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

一 社会福祉の増進を目的とする事業

二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業

三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業

四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業

五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業

六 文化財の保護を行う事業

七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業

八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業

九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業

十 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業